

グローバリゼーションと外国人労働者

—外国人労働者をめぐる理論的諸課題

青木秀男

I 外国人労働者の研究

入国管理局によれば、二〇〇一年末の外国人登録者は一七七八四六二人で、それは一九八六年の二・一倍に及び、前年の五・五パーセント増で、総人口の一・四％であった（入管協会二〇〇二）^③。同年の登録者の内、「特別永住者」（在日外国人）数を引いた非定住・定住の新来外国人は、一二七万七六八〇人であった（同）^④（1）。新来外国人の登録者数は、前年比の率に増減はあるが、実数・総人口に占める割合とも、一九六九年以後、増加の一途を辿った（同）^⑤。

新来外国人の研究では、一九八〇年代、九〇年代前半には、新来外国人の日本への流入要因（ブル・プッシュ）・移動過程（流出・流入経路）・労働実態（三K労働）の分析に焦点が置かれた^②。しかし九〇年代を下り、

新来外国人が長期滞在し、地域社会に定着し、子供の教育等の問題が生じるに至り、新来外国人の「定住」をめぐる議論が盛んになった。研究の焦点は、「出稼ぎ」問題から「定住」問題へシフトした。しかしこの焦点移行にも、問題があった。まず、「定住」とは何かという問題である。この問題は後で検討する。次に、「定住」分析への偏重は、労働分析の軽視を招かないかという危惧である。一方に、一九九〇年代初頭の議論を一面的な「外国人＝低賃金労働者」論となし、地域での外国人の多様な存在形態を強調する者がいる（菱山二〇〇三 三三六四）。他方に、「新しい問題（定住者という存在に関わる固有の問題群）を示そうとするあまり、依然として未解決の古い問題（一時的な労働力という存在に関わる問題群）をおろそかにして、問題の中心点（外国人労働者多数派に関わる問題群）を見失わせることになりかねない」とする者

がある（式部一九九六 三〇九）。

本稿はこれらの議論を踏まえ、外国人労働者の労働と生活をめぐる若干の論点の理論的考察を行う。

筆者はこれまで、寄せ場を経て日雇の建設労働に就労する新来外国人を追ってきた。本稿は、その知見を基に問題面を広げ、現場労働（屋外・屋内で就労する製造・建設・サービス労働）の外国人労働者について考察する（3）。本稿の主要な関心は、外国人労働者の下層にある。論点は二つある。一つ、労働をめぐる諸問題について。まず「単純労働者」の概念について考察する。次に、外国人労働者の（労働の下層性）について考察する。最後に、「労働市場の分割」と「外国人労働者の階層化」について考察する。二つ、生活をめぐる諸問題について。まず「外国人労働者」概念について考察する。次に、（生活の低位性）について考察する。最後に、「定住」について考察する。

本稿では、問題場面を一般的・理論的領野に絞る。つまり、外国人労働者の労働と生活の実態分析は行わない。また外国人労働者の地域分布や、外国人労働者のエスニシティ構成にも言及しない。本稿で用いる資料は、厚生労働（厚労）省や法務省等の行政資料（ウェブサイト情報を含む）、先行の報告・研究、筆者が一九九〇年代に釜

ヶ崎・山谷・寿町で入手した情報（聞き取り年月日等の注記は省く）である。収集資料はなお不十分である。行政資料等の二次資料には、資料批判が必要となる。

II 外国人労働者の動向

厚労省の推計によれば、有資格・資格外就労(4)の外国人労働者は、一九九〇年に二六・〇万人、九三年に六一・一万人、九六年に六三・一万人、九九年に六七・八万人、二〇〇〇年に七〇・九万人であった（厚労省二〇〇二a 二九三、二九五）(5)。雇用人口に占める外国人労働者の割合は、一九九〇年に〇・五%、九三年に一・二%、九六年に一・二%、九九年に一・三%、二〇〇〇年に一・三%であった（同 二九三、二九五）。外国人労働者と、その雇用人口に占める割合は、（一九八〇年代に急増し）九〇年代に入って漸増した。また超過滞在者（「不法残留者」）は、一九九〇年に一〇・六万人、九三年に二九・七万人、九六年に二八・三万人、九九年に二五・二万人、二〇〇〇年に二三・二万人であった（同 二九三、二九五）。超過滞在者は、（一九八〇年代に急増し）九〇年代に入って漸減した(6)。さらに就労外国人に占める資格外就労者の割合は、一九九〇年に四〇・九%、九三年に四八・五%、九六年に四四・八%、九九年に三

七・七%、二〇〇〇年に三二・七%であった(同資料より計算)(7)。資格外就労者の割合は、一九九三年をピークに漸減した。・このように一九九〇年代に、外国人労働者は漸増し、資格外就労者は漸減した。この背景には、一九九〇年六月の改定入管法(日系外国人の就労制限撤廃、就労可能な専門・技術職種の増加)による日系外国人の急増、専門・技術職外国人の漸増、長期不況による資格外就労者の帰国等の事情があったと推測される(8)。

厚労省の資料(「外国人雇用状況報告」)(9)によれば、外国人労働者の雇用企業は、一九九三年を一〇〇(一万一六二四企業)として、九六年に一三五・五、九九年に一六七・六、二〇〇二年に一八四・五であった(厚労省二〇〇二b)(10)。また、これらの企業が雇用する外国人労働者は、一九九三年を一〇〇(九万六五二八人)として、九六年に一六〇・四、九九年に一九八・四、二〇〇二年に二三六・二であった。一九九〇年代に、外国人雇用企業・雇用外国人とも増加した。さらに産業別では、製造業が企業総数の五五・〇%、雇用外国人総数の七一・五%で、サービス業が二三・三%、一四・一%、卸・小売業・飲食店が二一・五%、八・五%であった。企業規模別では、従業員「九九人以下」が企業総数の五

三・七%、雇用外国人総数の二七・九%で、「一〇〇〜九九九人」が二九・〇%、三二・四%、「三〇〇人以上」が一七・三%、三九・七%であった。このように外国人労働者は、製造業と(広義の)サービス業に多く、中小零細企業を中心に中小零細く大企業に分散していた。ただし、注(9)に述べたように、同報告には、報告企業が大企業に偏っている・資格外就労者が含まれない等の欠陥がある。・以下の議論は、このような外国人労働者の全体動向を念頭に展開される。

Ⅲ 外国人労働者と労働

一、労働の下層性

①単純労働者

最初の課題は、現場労働をなす外国人労働者の「労働の下層性」の検討である。まず、単純労働者の概念についてである。外国人労働者は、しばしば単純労働者と呼ばれる。単純労働者の語が胎む烙印の問題については、さしあたり横に置く。単純労働者とは、就労へのバリアが低い、つまり就労に際して特別の知識・技術・技能をもたない不熟練労働者をいう。しかし外国人労働者は、本当に単純労働者だろうか。そこに留意すべき四つの問題がある。一つ、外国人労働者には、高度な知識・技

術・技能を携えて来日した者が少なくない。そのことを、いくつかの調査報告が伝えていている（マリア一九九六）。彼（女）らは日本で、持てる知識・技術・技能を利用する機会をもたない。そこで「労働の質と仕事の質が同等である」という対応関係にはない」（式部一九九二―一五八）。

彼（女）らは労働能力が実現されていない、潜在的な熟練労働者である。二つ、実際、彼（女）らには専門・熟練労働者も含まれる。二〇〇〇年に、専門・技術職に就労した外国人労働者は、全体の二一・八%であった（厚労省二〇〇二a 二九五）。三つ、「単純」労働にも、多くの場合、熟練した知識・技術・技能が必要とされる。例えば、建設業に就労する日雇労働者の「土工」「雑役」「手元」「片づけ」は、不熟練労働と見做され賃金も安い。しかしそれらは、日々異なる職人の下で多種多様な仕事をこなす経験（知識・技術・技能）なくして勤まらない。(1)。そこで、職種の評価と実際の仕事が乖離している。さらに言えば、作業の機械化のもと専門・技術の仕事が「単純化」し、肉體労働が「技能化」する事実さえ遍在する（梶田二〇〇一 二二五）。四つ、単純労働には、三K労働（「きつい・汚い・危険」）イメージが重ねられてきた。現場労働は、概ねその通りであるが、しかし三K労働でない現場労働もある。逆に、専門・技術職には三K

労働もある。三K労働というだけでは、現場労働の内包は覆い尽くせない。・・「単純労働者」とは、外国人労働者を粗雑に一括し、低位の労働評価に封じ込める概念である。単純労働者に対する烙印はそこから発する。

②労働の下層性

次に、外国人労働者の（労働の下層性）についてである。単純労働者イメージが定着する中、外国人労働者の劣悪な就労状態を指摘する研究は多い。にもかかわらず、就労実態の細部に踏み込んだ研究は少ない。ここで、（労働の下層性）の中身を（一）労働内容の勞務性、（二）就労条件の劣悪さ、（三）就労形態の不安定、の三点について検討する。ただし「下層」の階層規定の問題には立ち入らない。

（一）労働内容の勞務性

外国人労働者の現場労働には、三Kの勞務の仕事が多い。厚労省の前掲報告によれば、二〇〇二年に企業に直接雇用された外国人労働者は一四万一二八五人であったが、その職種構成は、生産・建設・運搬作業員が六〇・七%（内、生産工程作業員が五七・九%）、販売・調理・給仕・接客が一・三%であった（厚労省二〇〇二b）。これに対して、専門・技術・管理・営

業・事務は二三・九%であった。つまり、有資格就労の外国人労働者でさえその大半（七十二・〇%）は、製造業を主とする第二次・第三次産業の労務的仕事に就いていた。ただし注(9)にみる通り、同報告にはサンプルの偏りがある。この偏りを幾分でも補充するのが、入国管理局の「不法就労事件」に関する資料である（法務省入国管理局二九二・六・五）。それによれば、二〇〇〇年に「不法就労事件」として摘発された外国人労働者は四万四一九〇人であった。彼（女）らの職種構成は、建設・生産等の作業員が四二・一%（男性が四三・四%（女性が女性全体の七四・三%）、その他が一四・五%であった。このように、「不法就労事件」の資格外就労者の全員が、作業員・サービス職・その他の仕事に就いていた。中でも男性には建設作業員・工員が、女性には「水商売」（接客・給仕・皿洗い・調理等）が多く、また、職種分類が困難な雑多な仕事（雑業）⁽¹²⁾が少なくない。同資料は、入国管理局が事件として摘発した資格外就労者についてのものである。そこには、摘発されやすい職種⁽¹³⁾への偏りがある。しかしそれでも、資格外就労者の全体傾向の一端は窺うことができる。また、労災にあった外国人労働者の診

療活動を行った医師の調査（事例調査）によれば、男性労働者の職種には次のものがあつた（天明一九九一—一八一—一九）。1) 建築・土木業（土工、鳶工、鉄筋工、内装工、型枠工等。労務提供のみの下請に雇用）、2) 印刷・製本業（梱包、雑役）、3) 鍍金業（メッキ工）、4) プレス・金属製品加工業（プレス工、雑役）、5) 弱電部品製造業（製品チェック係）、6) 製材業（建築用木材加工工）、7) 鋳物業（鋳型製作工）、8) 皮なめし業（なめし工）、9) 自動車整備（自動車整備工）——以上はいずれも中小零細工場。10) 自動車製造業（大手工場の構内下請けの工員。日系人労働者がめだつ）、11) 魚河岸（魚の箱詰、出荷係）、12) 港湾の冷凍倉庫（庫内作業員）、13) 仕出し弁当屋（運搬、雑役）、14) 居酒屋・レストラン（接客、皿洗い、調理）、15) 民宿（雑役、皿洗い、布団の上げ下ろし）、16) ビル清掃業（派遣の清掃労働者）。その他、運転助手や引越作業員、警備員、駐車場管理人、販売員等が列挙されよう。さらにこれに女性労働者の職種が加わる。そして、これらすべてが労務的職種である。外国人労働者の現場労働の労務性は明らかである。

(二) 就労条件の劣悪さ

ここで就労条件を、労働条件と賃金についてみる。就労条件の劣悪さは、労働の労務性と不可分の関係にある。まず、労働条件である。安全対策の不徹底や不規則・長時間労働、劣悪な労働環境等は、労働の収奪を強化する。そして労働の収奪は、労災発生の誘引となる。プレス機械の安全装置がはずれ指を切断する等の事故は多い。労災の原因は、まずは外国人労働者への安全教育の不徹底にある。「外国人労働者の労災事件を調べてみると、そこには必ず労働安全衛生法や労働基準法の違反があると言って過言ではない」(全国労働安全衛生センター連絡会議一九九二・八二)。総務庁の資料によれば、一九九五年に、全産業就業者(日本人)の死傷者(死亡者及び休業四日以上)の負傷者)は一六万七三二六人で、それは就業人口の〇・二六%であった(総務庁一九九七・三と厚生労働省一九九六から計算)。内、製造業の死傷者率は〇・三二%であった。これに対して、外国人労働者(直接雇用者)の全死傷者は八四七人で、それは就業人口の〇・八七%であった。内、製造業の死傷者率は、一・〇八%であった。外国人労働者は、死傷者率・その製造業の率において、全就業者(日本人)の三倍以上であった。実際の労災事故はもつと多い。雇用者が資格外就労者の雇用を入国

管理局に知られたくない(14)、資格外就労者が労災保険が適用されることを知らない等で、事故を示談で済ませるケースが多い。その結果、被災労働者が「まったく療養を受けられないまま放置されるか、必要な期間受けられずに療養を中断せざるを得ない例が多い」ことになる(天明一九九一・八五)。このような労災事故の実態に、外国人労働者の劣悪な就労条件(の一端)が窺える。

次に、賃金である。外国人労働者の賃金は、一般に日本人より安価な傾向にある。それどころか、賃金未払いの事例さえ多い(15)。低位な賃金の原因は二つある。一つ、外国人労働者に対する低い労働評価や不安定雇用が、賃金を低く抑えている。支払い形態も時間給・日給・日給月給等が多く、時間外手当や退職金等が支給されないことも多い(16)。二つ、間接雇用の外国人労働者には、人材派遣業者や業務請負業者(17)のピンハネがある。労働者と企業の双方から手数料を取る業者もいる。仕事の斡旋料や諸種の世話代は、元来企業が労働者に払う賃金の一部である。ピンハネ率がどうであれ、その分賃金が安くなる。そのため外国人労働者は、業者のピンハネを避けるため、次第に自前のネットワークで仕事の情報を交換し、自力で雇用主と交渉する

ようになる。他方、外国人労働者の賃金が、日本人と同じ場合もある。労働力の確保が困難な中小零細企業は、割増賃金を払ってでも労働力を確保しようとする。その場合、賃金の比較はあまり意味がない。しかしその場合も、時間外手当や退職金が支給されない・労災保険に加入しない・福利厚生諸費が支給されない等の事情があれば、結局、雇用主が外国人労働者に充てる人件費は安価ということになる。

(三) 就労形態の不安定

ここで就労形態を、就労資格と雇用形態についてみる。就労形態の不安定は、その双方から生じる。まず、就労資格である。不安定な就労資格とは、まずは資格外就労である⁽¹⁸⁾。「資格外」とは「不法」である。「不法」には三つの含意がある。一つ、雇用契約の法的根拠がない。ゆえに、就労条件の決定に際して雇主の恣意が前面化する。二つ、就労の法的保護の実効性が小さい。職業安定法・労働者派遣法・最低賃金法・労働基準法・労災保険法は、資格外就労者にも適用できる筈である(労働省通達基発第五〇号、職発第三二一号)(丹羽一九九八 一一八)。しかしその場合、労働基準監督署等の所轄官庁は、申告者が「資格外」であること

を入国管理局に報告する義務を負う。そのため資格外就労者は、強制退去を恐れて適用を申告しない。他方雇用主はその弱みを見透かし、労災を示談ですませたりする。三つ、就労自体が取り締られている。「不法就労事件」は「不法就労」の一部であるが、資格外就労者はみな摘発の危険に曝されている。資格外就労者は超過滞在者と見做され、存在自体が「不法」とされる。そのような労働者を斡旋または雇用した企業・事務所もまた摘発の対象とされる。日本人(仕事の同僚や地域住民)による警察や入国管理局への通報(密告)もある。こうして就労自体が困難となる。二〇〇一年に雇用関係事犯(労働者派遣法)として検挙された事務所は四三七で、そこに雇用されていた外国人は一一七六人であった(法務省二〇〇三 二九四)。いずれもその数は小さいくとも、資格外就労者に対するプレッシャーは大きい。このように、資格外就労者の就労形態は根底から不安定である。

次に、雇用形態の不安定である。厚労省の前掲資料によれば、二〇〇二年に、報告企業(二万三一九企業)の内、有資格就労の外国人労働者を直接雇用した企業は八二・九%、(人材派遣業者や業務請負業者を介して)間接雇用した企業は一七・一%であった(厚労

省二〇〇二b、以下同じ)。雇用外国人(二二万七八九四人)の内、直接雇用者は六二・〇%、間接雇用者は三八・〇%であった。内、間接雇用者の九二・五%が製造業に雇用された。二〇・一%が従業員「九九人以上」規模企業の、三五・四%が「一〇〇〜二九九人」規模企業の、四三・七%が「三〇〇人以上」規模の企業に雇用された。このように、間接雇用者は雇用者の四割近くに及び、その大半は製造業の雇用で、企業規模は零細から大企業に及んでいる。企業は、資格外就労者雇用の法的罰則を逃れ、資格外就労者の直接雇用を控える。その結果、資格外就労者で間接雇用・非正規の雇用者が増える。次に直接雇用者の内、正社員は二九・五%であった。職種では、販売・調理・給仕・接客員の一〇・九%、生産工程作業員の二一・九%、建設土木作業員の二七・七%が正社員であった。つまり、直接雇用者の場合でも正社員は三人に一人で、非正規雇用(多くは期間工・季節工等の有期雇用)が、サービス職種を中心に生産工程作業員・建設土木作業員等に広がっている。また、直接・間接雇用者全体の八一・七%が非正規雇用である。有資格就労の外国人労働者でさえ、この実態である。資格外就労者の場合はましてやである。外国人労働者の就労形態の不安定

は明らかである。

外国人労働者の非正規雇用は、企業の、日本人労働者を含む労働力の柔軟化戦略の中にある。間接雇用や期間雇用(逆に期間を定めず、労働者の解雇を企業の恣意に委ねる場合もある)は、企業の雇用調整システムの一部としてある。そして、非正規雇用に決定的な役割を担うのが、人材派遣業者・業務請負業者である(19)。業者には、外国人労働者に就労を斡旋し、雇用契約を仲介するだけでなく、住居の提供・斡旋や生活相談等、外国人労働者の労働・生活の丸ごとを世話する者もいる(とくに日系人労働者の場合)。企業が業者を介して賃金を払う、社会保険の加入・非加入を業者に任せる等、業者の力は絶大である。こうして業者は、外国人労働者の(中間)搾取システムの主役をなす。

二、労働市場と階層化

現場労働の外国人労働者の流入は、日本の(下層)労働市場にどのようなインパクトを与えた(ている)だろうか。また外国人労働者は、その内部にどのような階層を形成した(している)だろうか。前者は、労働市場の日本人/外国人への分割 segmentationの問題であり、後者は、外国人労働者内の階層化の問題である。いずれも、

外国人労働者の「労働の下層性」に関わる問題群である。

①労働市場の分割

外国人労働者の流入の日本の労働市場へのインパクトにつき、二つの論点をめぐって議論されてきた。一つ、外国人労働者の流入は、労働市場の日本人／外国人への分割を結果した(する)かどうか、をめぐってである²⁰。二つ、労働市場が分割された(る)として、その原因は外国人労働者の流入の結果なのか、労働市場の変容の結果なのか、をめぐってである。いずれも、下層労働者たる外国人労働者と労働市場の関係をめぐる問題である。先行研究も、外国人労働者の下層性から労働市場の変容を説いている。その点異存はない。問題は、労働市場における外国人労働者の下層性の位置と機能をどう捉えるかにある。

一九八〇年代、日本に外国人労働者が急増した²¹。この背景には四つの事情があった。一つ、バブル経済の頃、経済の二重構造Ⅱ二重労働市場²²の下、中小零細の製造業を中心に現業職種²³の労働力不足が深刻であった。経済団体が外国人労働者の開国論を主張したのも、この時期である。二つ、その労働力不足は、日本人の非正規労働者が常備化し、労働市場の底辺が空洞化した結果であっ

た。労働力不足を、長時間労働や周縁的な労働力(女性や高齢者)の充当を以て凌ぐ戦略は限界に達した。こうして労働市場の雇用調整力が低下・硬直化した(伊豫谷二〇〇一 一九二―一九五)。「日本人がやりたがらない仕事」が云々されたのも、この時期である。三つ、経済のサービス化の中、サービス業職種が膨張し、また(新富裕層の対極に)新たな不熟練職種(雑業層)が現れた(伊豫谷二〇〇一 二〇五)。その一部を外国人労働者が担っていった²³。四つ、新自由主義の経済環境の中、企業間競争が激化した²⁴が、企業はその重圧を雇用の柔軟化(flexibilization)を以てしのいだ。その結果、臨時・日雇・派遣・パート・アルバイト等の非正規雇用(不安定就労)が増加した²⁴。これに、人材派遣や業務請負等の労務手配システムの一般化が拍車をかけた。外国人労働者の雇用は、このような企業の全般的な雇用戦略や労働力配置の変容に適合的であった。・これらの事情こそ、一九九〇年代、仕事が減り、失業率が上昇し続けたにもかかわらず、外国人労働者が微増ながら増え続けた原因であった。

労働市場の硬直化(現場労働力の枯渇)・雇用のインフォーマル化(informalization(非正規雇用の増加))²⁵の中、企業の労働力需要に応じたのが、外国人労働者である。

では、なぜ外国人労働者だったのだろうか。外国人労働者には、柔軟な労働力としての三つの特性があった。一つ、外国人労働者は、三K労働の現場労働に耐えうる労働力であった。その背景には、外国人労働者にとって三K労働は短期の出稼ぎ仕事でしかない(というつもり)、彼(女)らの母国と日本の間に賃金格差があり、辛くとも大金が稼げる、という事情があった。二つ、外国人労働者は、安価な労働力であった。たとえ賃金が日本人労働者並みであっても、外国人労働者とくに資格外就労者は、諸手当・保険の掛金等の費用が削減できる点で、安価であった。また彼(女)らが安価な賃金を甘受した背景にも、母国との賃金格差があった。三つ、外国人労働者は、非正規の期間雇用(雇用期間の契約があらうとなくあらうと)が可能な労働力であった。期間雇用の外国人労働者は、雇用主にとって労働力調節が容易な労働力であった。

労働市場の分割をめぐる議論は、次のように整理される。つまり外国人労働者が流入した(する)から、労働市場が分割された(る)のではない。そうではなく、日本の企業が現場労働力を必要とし、そこへ外国人労働者が導入された(る)のである(伊豫谷一九九二一一一—一二二)。それは「構造的に根づいた状態 structural

embeddedness」(構造化仮説)であり、「受入れ国の労働市場には自国労働者が就労を忌避する仕事が生まれ、外国人が主として就労する一定の領域が形成され、景気の繁閑などに左右されることなく「構造的」に存続する」(桑原二〇〇一 三六)。つまり「移民流入などの供給側の動きはそうした需要側の動きに対応する従属変数としてある」(式部一九九二 一五三)、「外国人労働者問題は外生的な問題ではなく内生的な問題である」(同 一六一)。いわば内部問題(労働力の枯渇)の外部的化(外国人労働者の導入)である。外国人労働者は、非正規雇用者として特定の産業・職種に集中して雇用された。そして就労が長引くにつれ、彼(彼女)らは職場や地域に定着し、そのことが特定の産業・職種・地域に日本人と異なる世界を作ったように現れた。労働市場分割の言説は、こうして生れた²⁶⁾。

もう一つ、問題がある。これまでしばしば、外国人労働者は「日本人がやりたがらない」仕事に就労するとされた。しかしこの言い方は正確でない。というのも、すべての日本人が三K労働をやりたがらなかったのではなく、「やりたがる」日本人はつねにいたからである。今日、フリーター等の下層労働者が増えている。奇せ場や下層労働市場から排出された野宿者が増えている。彼(女)ら

は、日々の生活を凌ぐために仕事を探している。彼(女)らは、三K労働でさえ就労したくともできない人々である²⁷⁾。日本の下層労働市場には、流動し滞留する様々な人々がつねにいた(る)。彼(女)らには、三K労働もいづも「やりたい」仕事であった(る)。長引く不況の中、三Kの現場労働に還帰する日本人が増えている。そのため外国人が三K労働からさえ縮出されつつある。また最近の若年層は「仕事の価値観が変わった」から、三K労働に就かなくなったという。だからフリーターが増えたという。そうだろうか。この考えには二つの問題が胎まれる。一つ、フリーターの増加の背景には、生計・学歴下層の若者を安定就労の道から排除する労働市場の構造がある(小倉二〇〇〇・二〇)。不況下で、その構造が強まっている。二つ、フリーターの仕事には三K労働の職種も少なくない。フリーターの若者は、現に三K労働に就いている。つまり問題はこうなる。外国人労働者の労働市場における位置の分析は、(日本人/外国人の)下層労働市場全体の中で行う必要がある²⁸⁾。

②外国人労働者の階層化

次に、外国人労働者内の階層化の問題である。それは、労働市場分割の問題に直結する、外国人労働者の下層性

のもう一つの側面である。「国内労働市場がそうであるように、外国人労働者の市場も国籍、職種、性別その他の属性によって階層化が進む」(桑原二〇〇一・三七)。外国人労働者の滞日が長引くにつれ、その内が階層分化するのは必然である。外国人労働者の階層化に言及した先行研究もいくつがある。倉は、有資格/資格外という在留資格が外国人労働者の階層化を決定する、日系人労働者は大企業に、資格外就労者は中小零細企業に雇用される傾向にあるという(倉一九九五・五六)。また、階層化は資格外就労の外国人労働者の間にも及び、例えば「月収」の多寡による韓国人―フィリピン人―パキスタン人―イラン人の序列がみられるという(同一九九五・五三二)²⁹⁾。筆者もかつて、外国人の階層化に言及し、そこで六つの階層化基準を挙げた(青木二〇〇〇・二二七―二二八)。①滞日資格の法的地位(有資格/資格外)、②滞日の集団的基盤(集団内ネットワークの強さ等)³⁰⁾、③(母国で習得した)労働熟練度、④身体的可視性の度合、⑤文化的類似性(漢字文化等の有無)、⑥文化的可塑性(異文化受容の柔軟度)である。また、寄せ場の外国人労働者を対象に、建設仕事の雇用関係(雇用主―手配師・人夫出し―雇用者)と就労関係(親方―世話焼き―棒心―土工)にみる、日本人/在日韓国・朝鮮人/新来外国

人（韓国人／その他の外国人）の序列を素描し、新来外国人の間の階層化について論じたことがある（青木二〇〇〇—二二六—二三三）。しかし、いずれも仮説的な枠組の提示を出るものではない。それらの検証と外国人労働者の階層分析は、残された課題である。ただし、外国人労働者のエスニシティや労働熟練度による序列関係は、時期・産業・地域により流動的であり、分析の一般化は容易でない。労働市場分割の場合と同様、外国人労働者内の階層分析も、日本ではまだ時期早尚ということか。

Ⅳ 外国人労働者と生活

現場労働の外国人労働者に焦点を当て、その労働について検討を加えた。さらに、労働は生活と密接な関係にある。外国人労働者の労働は生活を規定し、またそれらは互いに入り組んでいる。次の課題は、外国人労働者の生活の問題を、労働との関係で検討することである。

一、生活の低位性

〈労働の下層性〉は、〈外国人労働者〉カテゴリーの一面面ではない。外国人労働者は労働者であり、生活者であり、外国人である。その存在構造は、労働・生活・文化の三側面から構成される。労働は生活を規定し、逆

に生活は労働を支え、それら全体をエスニシティが個性化する。

労働の下層性は、生活の低位性を帰結する。安価な賃金は、低位な生活水準をよぎなくする。この点は多言を要しない。月収数万円で生活する外国人労働者も少なくない。医療の問題も同様である。有資格就労者でさえ、健康保険に加入しない（できない）者がいる。とすれば、国民健康保険に加入するしかない。それには外国人登録を行った者、一年以上の滞日者又はその予定者という条件が要る。有資格就労者でこうである。資格外就労者に、制度的医療の恩恵に預かる道はない³¹⁾。居住の問題も同様である。人材派遣業者や雇用主が、自宅や仕事場の一角を提供したり、低家賃の住宅を借上げて外国人労働者を住まわせる。時には、家財道具さえ提供・貸与する。外国人労働者は、家族や友人とともに狭隘な住宅に住まう。このような居住条件も、〈労働の下層性〉から帰結される³²⁾。反対に低位な生活条件は、生活（労働力）の安価な再生産を可能にする。生活の安価な再生産は、低位な賃金を可能にする。近年、資格外就労者も含め、家族や親族を呼び寄せる外国人労働者が増えた。その結果、複数の稼ぎ手をもつ外国人労働者世帯が現れた。家族の主たる稼ぎ手が失職しても、他の成員が代替して働く。

世帯収入を複数の稼ぎ手で支える。このような外国人労働者世帯が、地域に定着した。その地域は、潜在的な労働力を蓄える下層労働力のプールとなった（丹野二〇〇一 二四二）。「フレキシブルな労働力は、外国人居住問題という地域社会への外部不経済があつて初めて実現可能になる」（同 二四二）。つまり労働市場と生活様式は、「相補的な関係」にある（同 二四二）。この相補性こそ、外国人労働者の低位な賃金と解雇の自由を維持したい企業の雇用戦略の（意図した・意図せざる）所産に他ならない。

ただし外国人労働者の地域への集住は、人材派遣業者が彼（女）らの居住を丸抱えした場合、また入国管理局の摘発の恐れのない有資格外国人（とくに日系ブラジル人）に限られる。資格外就労の労働者は、集住を可能にするシステムをもたない。また、摘発を恐れ人目を忍んで生活しなければならぬ。彼（女）らの場合、地域での労働市場と生活様式の相補性は隠されている。また、外国人労働者の居住は、全体として低家賃住宅の空間的な分布に規定され、広域低密度の傾向にある（駒井一九九四 五五―五六）。建設業において、資格外就労者が入国管理局の目に触れることのないよう、また日本人労働者とのトラブルが起きないようにと、外国人労働者を飯

場に集住させず、市内のアパートに分散させる傾向にある（二〇〇三年二月一日A氏聞き取り）。この場合も労働市場と生活様式の相補性は隠されている。

外国人労働者の（生活の低位性）は、彼（女）らがコミットする犯罪にも窺うことができる。犯罪にコミットするのは、一部の外国人労働者にすぎない。しかしその限りでさえ、犯罪の罪名に動機を押し測り、動機の中に犯罪者の生活状態を押し測ることができる。法務省によれば、二〇〇一年に、検察庁により刑法犯として終局処理（起訴・不起訴の決定）をされた「来日外国人」は六九一人であつた（法務省二〇〇二a 六七）³³。罪名の内訳は、窃盗が五七・二％、横領・詐欺が七・四％、強盗が五・一％で、これら外国人の経済犯全体で六九・七％であつた。他方、刑法犯全体（内日本人が九七・八％）の罪名の内訳は、窃盗が二三・六％、横領・詐欺が一・六％、強盗が四・〇％で、全体で三九・二％であつた（法務省二〇〇二a 六七、二〇〇二b）。このように、来日外国人の刑法犯は、日本人より経済犯に偏つている。その分、犯罪にコミットするほどに貧窮した外国人が多いということだろう。中には、「蛇頭」を介して来日した中国人のように、渡航費等の来日時の借金を人材派遣業者（暴力団絡みのシンジケート）に返済できず、

借金返済を迫られて犯罪に手を染めるという報告もある。

二、出稼ぎと定住

人間の国際移動は、まず単身者が出稼ぎで国境を越え、次いでホスト社会に家族や親族を呼び寄せ、最後にホスト社会で世帯を構えて定住する、というコースを辿る。日本でも同じである。一九九〇年代を下り、滞日が長期化し、家族や親族を呼び寄せ、または国際結婚をなし、世帯として地域に定着する外国人労働者が増えた。それとともに、外国人の「定住」をめぐる議論が盛んになった。行政の相談窓口や民間支援団体に届く外国人の相談には、「定住」に関わる案件が増えた。大阪の多文化共生センターでは、一九九七年九月～九八年三月に、四七一件（三二カ国）の外国人の相談が届けられたが、相談者は長期滞日のペルー人・フィリピン人・ブラジル人が多く（全体の六五・四％）、相談内容は在留資格の取得・変更、結婚・離婚手続に関わるものが多かった（大阪市政調査会一九九八・七一五三）³⁴。「新移民の本格的到来から二〇年以上が経過し、その特定部分が確固として日本社会へ定住化傾向を強めつつある」（駒井二〇〇二）³⁵。研究の焦点も、「出稼ぎ」問題から「定住」問題へシフトした。

しかしここに、定住をめぐる問題点が生じる。そもそも定住とはどのような状態を指すのだろうか。外国人労働者の国際移動は、労働力の移動に留まらない人間の移動である。彼（女）らがホスト社会に家族や親族を呼び寄せ、生活を築き、地域に定着するのは必然の過程である。しかし「生活共同体の形成イコール定住化ではない」（式部一九九六 三二八）とすれば、「出稼ぎ」と「定住」を区別する指標は何だろうか。式部は、「定住化とは、外国人労働者が、いずれ（ただし現役を退く以前に）出身地などに移り住む予定の、一時的・浮動的な存在ではなく、なることである」（傍点は筆者）とする（式部一九九六 三〇八）。「出稼ぎ」と「定住」の違いは、「一時的・浮動的な」存在か否かにあるという。換言すれば、永続的に生活の拠点を置いているか否かということだろうか。ならば、「一時的・浮動的」とはどういうことだろうか。

エスニシティによる差異はあるが、外国人労働者には、高学歴でホワイトカラー層の出身者が少なくない³⁵。日本でエンターテイナー・工具・建設土工として働くフィリピン人（六〇人）の調査によれば、彼（女）らの前職には秘書・郵便局職員・事務員・店員・交通違反取締人・製品管理検査人・サービスマスター・経営顧問・雑貨店店主・理容師・公務員・警察官があった（マリア一九九

六 一〇四)。日本では、彼(女)らは不熟練労働者として働く。このギャップはいかなる意味をもつか。式部は、次のようにいう(式部一九九六 三二一—三二四)。彼(女)らが三Kの威信の低い仕事に耐えられるのは、それが金を稼ぐための一時の仕事だからであり、もし彼(女)らが日本への定住をめざしているなら、いつまでも三K労働に耐えることはできないはずである(36)。こうして式部は、今日の外国人労働者の大部分は、定住者でなく一時的な滞在者であるとする(式部一九九六 三〇八)。

式部の定住概念は、三つの要素から構成される。同時にそれらは、定住をめぐる問題点を突き出すことにもなる。一つ、式部の定住概念は、労働に着目している。定住とは、ホスト社会に「生活の拠点(筆者)を築いた状態をいう。ここで拠点とは、たんに労働の報酬を指すに留まらない包括的な概念となる。とすれば定住を定義するには、生活の拠点を説明する枠組みが必要となる。二つ、式部の定住概念は、滞日が「一時的な」ものか否かに着目している。滞日期間の長短は、出稼ぎか定住かを判断する要因の一つとはなる。時間には、それを過ごす人間の生活が凝縮されている。しかし時間は、出稼ぎ／定住を区別する決定因とはならない。長期滞在の出稼ぎもあるからである。三つ、式部の定住概念は、労働に対

する主観的意味に着目している。彼は、外国人労働者は三K労働が一時の仕事と考えるからこそ、それに耐えることができるという。とすれば、滞日が長引こうと家族を呼び寄せようと、「日本は仮住い」と考える限り、それは定住でないことになる。確かに外国人労働者の帰国意思や帰属意識は、出稼ぎ／定住を区別する一要因ではある。しかし、定住意思の有無や帰属意識だけで定住を捉えるなら、それは主観主義となる。外国人労働者の意思や帰属意識がどうであれ、ホスト社会に生活の拠点を築き、職場や地域に定着したとすれば、それは事実上の定住である。在日韓国・朝鮮人のように、帰国を望みながら長年日本に留まり、生活の拠点を築き上げた在日外国人もいる。彼(女)らは紛れもなく「定住外国人」(37)である。

他方、徐は「定住外国人とは、日本社会に生活の基盤があつて、社会的生活関係が日本人と実質的に差異がなく、日本国籍をもたない人(≠外国人)のことをいう」と定義し、その中に在日外国人(韓国・朝鮮人、中国人、台湾人)の一世とその子孫の他に、「日本に居住して三年(国籍法上、帰化の最少年数)以上の者で、生活の基盤が日本にあつて納税の義務を果たしているその他の外国人」を含める(徐一九九二 五一—六)。また駒井は、滞在期間

と日本での結婚を「一応の目安」として定住を捉え、そこには「非正規の」外国人も含めるべきだとする（駒井一九九七 一八一—一九九）。その際結婚が、生活の基盤を日本に置くことの指標となる。このように徐や駒井の概念は、生活の拠点・滞在期間・結婚を指標とする定住の客観的定義といえる。・これらの議論は、次のように結論づけられる。定住という社会現象を理解するには、帰国意思・帰属意識等の主観的要因と滞在期間や生活の拠点等の客観的要因を組み合わせなければならない。その際、生活の拠点を説明する枠組みが用意されなければならない(38)。

最後に、移動の様態について言及しよう。有資格と資格外を問わず、今日、外国人労働者の滞日が長引いている。とくに日系ブラジル人で、母国と日本を往復するリピーターが増え、一部「デカセギ」自体が職業化している（桑原二〇〇一 一〇八）（梶田二〇〇一 一九五）。家族の呼び寄せが進み、稼ぎ手が増え、家族が多様化した。そして終には、帰国か定住かの見通しのない出稼ぎ、「出稼ぎの過剰消費性向化」つまり母国送金でなく日本での消費を志向する労働者も現れている（丹野二〇〇一 一三七）。これらの現象の背後には、バブル崩壊後ささえ外国人労働者が増え続けた現実がある。外国人労働者が増

え続けた原因は、二つある。一つ、現場労働者の確保が困難な中小零細企業が、不況期においても彼（女）らを解雇しなかった。二つ、従家族者が働くことで、主たる稼ぎ手が失業しても最低の生計が維持できるようになった。企業も、住居費を支払い続ける限り社宅・寮・借上げ住宅から彼（女）らを追い出すことはなかった。しかし不況が長期化し、失業者がますます増えるにつれ、日本人労働者が現場労働に回帰し始めた。その分、企業は外国人労働者に固執する必要がなくなった。その結果、外国人労働者は現場労働においても安泰でなくなった。労働力の買い手市場の下、企業にとって外国人労働者は、ますます流動的で、低賃金で、解雇が容易な労働者として魅力あるものになった。現場労働の外国人労働者が、企業の雇用調節の安全弁（の一つ）となった。

V 研究の前進を期す

本稿は、現場労働の外国人労働者に対象を絞り、その〈労働の下層性〉と〈生活の低位性〉をめぐる若干の理論的問題について検討した。そして、外国人労働者の概念・階層・定住をめぐる問題について検討した。筆者の関心は、下層労働市場の構造と動態の中で外国人労働者の位置と動向を捉えることにある。外国人労働者は、下

層労働市場の中で非正規就労の日本人労働者とどう関わっているのか。そして、自らの労働世界をどう形成していくのか。それは、彼(女)らの移住と生活をどう規定するのか。逆に、生活は労働をどのように支えるのか。本稿は、これらの問いにほんの僅か答えたにすぎない。研究の一層の展開を期したい。

〔注〕

(1) 「特別永住者」は「永住者」の七三・一パーセントで、「特別永住者」の九九・〇パーセントは在日韓国・朝鮮人であった(入管協会二〇〇〇⁽¹⁴⁾)。登録者に占める在日韓国・朝鮮人の割合は年々遞減している。

(2) 筆者も、新来外国人の日本流入の多面的な要因構成の枠組を提示した(青木一九九五 七五)。以て、人間の国際移動は、経済的なプッシュ・プル要因だけでは説明できないと述べた。この頃、労働力の国際移動研究に影響を与えたものに、サッセンの著作があった(Sassen一九八八＝一九九二)。

(3) そもそも外国人労働者とは、「主要には肉体労働者あるいはいわゆる単純労働に従事する者をさし、専門・管理職や事務職、あるいは特殊技能を要する職業への

従事者は、広義には含まれるとしても限界線上にある」(駒井一九九七 二四四)。

(4) 本稿は、「合法的就労」を、資格外(非合法)就労の対語として有資格就労と呼ぶ。外国人労働者の就労は、合法/非合法性のみに還元されない社会的事実である。行政統計上の「不法就労」には、超過滞在(期限を越えて滞日しつつ就労する場合)、「資格外就労」(許可された仕事以外の仕事に就労する場合)、時間制限を越えて就労する場合(留学生・研修生)、不法入国・不法上陸を経て就労する場合等が含まれる。本稿では、これら「不法就労者」をほぼ「資格外就労者」に重なると見做し、その全体を(暫定的に)「資格外就労」と呼ぶ。

(5) 数字は、法務省入国管理局資料に基づき、厚労省が推計したものである。推計方法は不明である。以下同じ。

(6) 二〇〇二年に、超過滞滞在者の七二・九%が、短期在留資格期間の超過であった(法務省二〇〇二・三)。

(7) 資格外就労者は、入国管理局に報告されておらず、「一般に規模の小さな事業所・飲食店・工事現場などで働いており、公開されている企業リストや事業所統計には記載されていない雇用機会で見逃されている可能性が高い」(桑原二〇〇一 四一)。ゆえに、正確な人数

は分からない。

(8) 入国管理局や警察の取締りは、資格外就労者の増減を決める一因でしかない。

(9) 「外国人雇用状況報告」は、厚労省が一九九三年より毎年、外国人労働者を雇用する企業に報告を求め、企業から管轄の公共職業安定所に提出された報告をまとめたものである。報告企業は、調査に協力した従業員五〇人以上の企業のすべて及び四九人以下の企業の一部から成る。ゆえにそれは、外国人労働者を雇用する企業の全数調査ではない。また報告は、有資格就労の外国人労働者についてのものである。その内「就労の制限なし」の日系人労働者が、全体の五二・九%を占める。サンプルに中小零細企業が少ない、資格外就労者が含まれない等の点は、現場労働の外国人労働者に焦点を当てる本稿にとり不十分である。報告書は、二〇〇三年一月に大阪労働局職業安定部で入手した。

(10) 別資料には、二〇〇一年に、日本の企業で過去・現在に外国人労働者を雇用了た(いる)企業は、調査企業の二四・六%とある(厚労省二〇〇〇・七・八)。ただし、この調査のサンプル数や方法等は不明である。

(11) 筆者はかつてアルバイトで塗工の手元をしたが、その時、足場組み・解体から十種を越す塗料の配合方法

を、叱られ叱られ覚えた光景が蘇る。

(12) 雑業概念は、隅谷が日本の労働者蓄積の要をなした「職人等の手伝、土建その他の人足、日雇等々」を指して用いたのが最初である(隅谷一九六四 六六)。山口は、野宿者のしのごの仕事を事例に、雑業を現代の最下層労働を指す概念として展開した(山口二〇〇一)。

(13) 建設土工の摘発が異常に多い。そこには、屋外労働が多い・労災事故が多い・手配師らのピンハネがある・暴力飯場がある等の、入国管理局の目に曝されやすい事情がある。

(14) 一九九〇年の改定入管法には、資格外就労者を雇用する雇用主に対する罰則規定が盛り込まれている。ただし実際にそれを適用された雇用主は僅かである。

(15) 釜ヶ崎・山谷・寿町の日雇労働組合に持ち込まれる相談の多くは、外国人労働者によるもので、賃金のボツタクリ(ピンハネ)や未払い、労災の認定逃れ等の問題が相談の大半を占める(近年とくに韓国人と中国人の相談が増えている)。その原因は暴力飯場、親方の逃亡によるものが多い(組合での筆者の聞き取りから)。

(16) 「建設作業員、工具、雑役等の単純肉体労働で(外国人の賃金は)日本人の七割程度、時間給や日給、口約束の労働契約、不明確な労働条件、時間外手当や退

職金等の約束もなされていない」(丹羽一九九八 三六一三七)。

- (17) 人材派遣業者は、企業の求めに応じて労働者を斡旋する業者である。労働者の労務管理は企業がなす。業務請負業者は、企業の業務の一部を請負う業者である。労働者の労務管理は業者がなす。が、実際は企業がなす、事実上の人材派遣業者である(大黒二〇〇三 二六七)。序でに手配師とは、(企業の人事担当という偽装のもと)労働者を現場へ直接斡旋する者をいい、人夫出しは、自分の施設(飯場)に一旦労働者をプールし、そこから企業の求めに応じて労働者を派遣する者をいう。後者はいずれも違法であるが、寄せ場では青空市場の労務手配法として公認されている。寄せ場で、手配師や人夫出しのピンハネをめぐる採め事は日常茶飯事である。

- (18) 福田は、入国管理法における日系人の在留資格の制定過程を分析し、日系人の(就労の制限なしという)在留資格が、法務省と外務省の対立・妥協の政治過程の中で制定された経緯を暴いた(福田二〇〇二 一一一)。
- (19) バブル崩壊後、日系ブラジル人を国内で手配することが可能になったため、人材派遣業者から業務請負業者に変わる者が増えた(丹野二〇〇一 一二七)。その

ため企業にとって雇用の間接性が増し、労働力の雇用調整が一層容易になり、他方雇用者の就労形態は、一層不安定さを増した。

- (20) 議論の大勢は、労働市場の日本人/外国人へ分割は(まだ)生じていない、またそれと関わって、居住のゲッター化も(まだ)生じていない、というものである。
- (21) 駒井は、一九七〇年代以降の外国人の本格的な日本流入を三時期に分けている(駒井一九九七 一二四)。一期 一九八〇年代半ばまで。風俗関連産業に従事する女性を中心をなした。二期 一九八〇年代後半から九〇年代初期まで。日本経済の好況期で、労働力不足が深刻化し、超過滞在者が増え、就学生や研修名目の偽装就労が増えた。三期 一九九〇年の入国管理法の改定以降。日系人の就労が合法化された。バブル崩壊以降は、外国人労働者の増加は頭打ち、非正規就労者も一定水準に留まった。他方、外国人労働者の「定住化」が進んだ。
- (22) 二重労働市場とは、独占的大企業と競争的中小企業の間で形成される(正規就労者を中心とする)労働市場の二重性をいう。この下にさらに、様々な非正規雇用の就労者から成る労働市場が位置づく。筆者は、それを「下層労働市場」と呼ぶ。労働市場の日本人/外

国人の分割とは、この場面における事象である。伊豫谷は、これを「副次的労働市場」・「労働市場の二重性」と呼ぶ（伊豫谷二〇〇一・一八八、二〇五）。

(23) この説明は、S・サツセンの仮説（の一部）に照応する。ここで新たな不熟練職種には、具体的にどのような職種があるだろうか。筆者は、情報産業の膨張に伴うサービス職種の下層部分や「都市雑業層」をイメージする。そしてマニラの職業構造を分析し、新たな不熟練職種を担う階層を「新労務層」と呼んだ（青木二〇〇三・一二二）。日本での新たな不熟練職種の析出がどこまで可能か、それは今後の実証研究による。

(24) 厚労省が一九九九年一〇月に三万人の日本人労働者に対して行った調査によれば、非正規雇用者は全体の二七・五％に達し、そこには（長期・短期の）パートタイマー・契約社員・臨時雇用者・出向社員・派遣労働者等が含まれた（厚労省二〇〇一・三三三）。日本人労働者の四人に一人が非正規雇用者であった。

(25) インフォーマル化の概念はインフォーマル・セクターに由来するが、「インフォーマル」の語は多義的で、その中身が腑分けされなければならない（青木二〇〇三・一一四―一一五）。

(26) 大久保は、日系人労働者の事例に労働市場の分断化

を、次のように指摘する。「日系人労働者は、トップからボトムに至る日本企業の重層的な下請構造の底辺部分に、追加労働力として常に補填されることで形成されてきた不安定就労層や不安定雇用層の階層化と序列化の構造がそのまま踏襲・適用され、こうした階層と通底する労働条件のもとにおかれている。（中略）両者の間の分断線は、労働時間や勤務体系・休日、雇用形態・給与等に具体的かつ明確に現れる」（大久保二〇〇三・二八四）。

(27) 仕事が増減する中、寄せ場の日雇労働者（日本人も外国人も）が減っている。緊密なネットワークをもつ外国人は、仕事情報の獲得の点で、バラバラに孤立する日本人より有位に立つ。年齢も若い。その結果、日本人が仕事にあふれ、外国人が仕事に行くという「逆転」現象がしばしば起きる。

(28) そのような研究の一つに、地域の経済構造⇨労働市場における外国人（日系人）労働者の雇用構造の分析・解釈を試みた丹野らの研究がある（丹野二〇〇一・二〇〇三・五）。

(29) 外国人労働者の月収は、性差によっても異なる（桑原二〇〇一・一〇〇―一〇二）。男性の月収は女性より高い。それは、同一エスニシティ内での階層化である。

- (30) 滞日の集团的基盤は、外国人の移住過程に規定される。樋口は、新来外国人の移住システムを分析し、「コミュニティ内部を循環する一般互酬の原理」が作用する「相互扶助型移住システム」と、幹旋組織を通じた移住で（労働力の）市場交換の原理が作用する「市場媒介型移住システム」の移住システムの二類型を構成した（樋口二〇〇二・一〇 六一―六二）。前者では、集団内のネットワークが強く機能し、後者では、機能しない。つまりネットワークの強さは、エスニシティでなく移住システムに規定される。他方式部は、労働市場の価格形成メカニズム（市場媒介型移住システム）は（ダイレクトには）機能しないとし、外国人労働者の配置における制度的要因（雇用主による労働者選別の社会的枠組み、日本人労働者による外国人労働者の参入規制・排除のメカニズム、集団内ネットワークの作用等）の重要性を強調した（式部一九九二 一五八）。
- (31) 労災や病気で窮状に陥る資格外就労者を放置できず、苦肉の策として「行旅病人及行旅死亡人取扱法」を復活・援用し、彼（女）らを援護する自治体もある（駒井一九九三 一八五）。
- (32) 丹野は外国人労働者の導入における業務請負業者の役割を分析し、その中で労働者の住居の確保が労働力
- 幹旋の必須条件であるとしている（丹野二〇〇三・五二―）。
- (33) 超過滞在や資格外就労の外国人は、入国管理局や警察による強制退去を恐れて犯罪へのコミットを抑制する傾向にある。また、仲間内の犯罪が届けられない傾向にある（駒井一九九三 一八八）。
- (34) アジアン・フレンドでも一九九〇年代前半以降、外国人労働者の相談が減った。近年の相談内容は、労災認定等の相談の他、永住ビザや結婚ビザの取得等、滞日の長期化に伴う相談が増えた（A氏聞き取り）。他の支援団体も同じ傾向にある。
- (35) 国際移動するには金・情報・つてが必要となる。ゆえに移動できるのは、それらの資源が調達できる人ということになる。ただし、人材派遣業者が渡航や就労を援助する場合は別である。
- (36) 日系ブラジル人の来日「目的は「稼ぎ」であり、「仕事」は目的達成のための単なる手段に過ぎない。このごく単純だが決定的な違いを無視してデカセギ者の労働観や行動様式を理解する事は不可能である」（イシ一九九二 四九）。
- (37) 「『定住外国人』の用語は筆者（徐―引用者）の造語である（徐一九九二 六）。それは、「在日韓国・朝鮮

人外国人の定住性、生活基盤が、一般外国人とは異なるという認識のもとで生みだされた。」

(38) 定住問題に関して、この他渡戸らのトランスナショナル論がある。彼(女)らは、トランスナショナルな(国境を越えた)外国人の移動には、定住を終局点としない、つまり日本に生活の拠点を置きながら母国や第三国との間を往還する、またはいずれはそれらの国へ移動する型があることを指摘する。そして「開かれた移動性」(筆者)のもと、定住の相対化と概念の脱構築を図っている(渡戸・広田・田嶋二〇〇三 二八、七四、二四四他)。しかしそれは、自由に往還や移動ができる外国人についての物語であり、超過滞在・資格外就労の外国人労働者の「閉じた移動性」からは程遠い。「開かれた」「閉じた」いずれかの世界を以て、外国人の国際移動として一般化することはできない。

参考文献

青木秀男(一九九二)「日本のアーバン・エスニシティ―都市下層の調査から」日本社会学会『社会学評論』四二(四) 一六一―二九頁

青木秀男(一九九五)「外国人労働者の移動と受容」藤田弘夫・吉原直樹編著『都市とモダンティ―都市社

会学コメンタール』ミネルヴァ書房 七三―七九頁

青木秀男(二〇〇〇)『現代日本の都市下層―寄せ場と野宿者と外国人労働者』明石書店

青木秀男(二〇〇三)「新労務層と新貧困層―マニラを事例として」日本寄せ場学会『寄せ場』一六号 一〇―二二九頁

イシ・アンジェロ(一九九九)「日本で仕事をやる意味―在日ブラジル人のデカセギ」日本労働社会学会『異本労働社会学会年報』一〇号

伊豫谷登士翁(一九九二)「避けられない課題―戦後日本経済における外国人労働者」伊豫谷登士翁・梶田孝道編著『外国人労働者論―現状から理論へ』弘文堂 一〇―一三五頁

伊豫谷登士翁(二〇〇二)『グローバリゼーションと移民』有信堂

江成 幸(二〇〇二)「定住化」と「共生」をめぐる課題―ラテンアメリカ出身日系人」駒井洋編著『国際化のなかの移民政策の課題』明石書店 一三一―一五九頁

大阪市政調査会(一九九九・二)「図説大阪のすがた」『市政研究』一二三号

大久保武(二〇〇三)「地域労働市場における日系人労働者」

- 働者の存在と役割―日本人労働者との「代替／補充」と「分断化」の様態」岩崎信彦他「海外における日本人」日本のなかの外国人―グローバルな移民流動とエスノスケープ」昭和堂 二七二―二九一頁
- 大黒 聰(二〇〇三)「企業の構造再編と外国人労働者の雇用」岩崎信彦他「海外における日本人」日本のなかの外国人―グローバルな移民流動とエスノスケープ」昭和堂 二五六―二七二頁
- 小倉利丸(二〇〇〇)「新しい下層と組織されざる階級闘争」日本寄せ場学会「寄せ場」一三号 れんが書房新社 一六一―二六頁
- 梶田孝道(二〇〇一)「現代日本の外国人労働者政策・再考―西欧諸国との比較を通して」梶田編著「国際化とアイデンティティ」ミネルヴァ書房 一八四―二一九頁
- 厚生労働省(一九九六)「平成八年度 労働白書」website: <http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/mhlw/>
- 厚生労働省(大臣官房統計情報部)(二〇〇〇・七・八)「平成一三年産業労働事情調査(経済のグローバル化に伴う企業活動と労働面の対応に関する調査)の概況」website: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/iran/>
- roudou.koyou.sangyo.01/index.html
- 厚生労働省(大臣官房統計情報部)(二〇〇一)「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」
- 厚生労働省(職業安定局)(二〇〇二a)「平成一二年 度版 失業対策年鑑」
- 厚生労働省(職業安定局)(二〇〇二b)「外国人雇用状況報告の結果について」
- 駒井 洋(一九九三)「外国人労働者定住への道」明石書店
- 駒井 洋(一九九四)「移民社会日本の構想」国際書院
- 駒井 洋編著(一九九七)「外国人労働者」『新来・定住外国人がわかる事典』明石書店
- 駒井 洋(二〇〇二)「グローバル時代の移民政策」駒井編著「国際化のなかの移民政策の課題」明石書店 二一―五〇頁
- 倉 真一(一九九五)「定住化のなかの就労―外国人労働者から定住外国人へ」駒井洋編「定住化する外国人」明石書店 四五―七二頁
- 桑原靖夫(二〇〇一)「グローバル時代の外国人労働者―どこから来てどこへ」東洋経済新報社
- 警察庁(二〇〇三)「警察白書 平成一三年度版」式部 信(一九九二)「外国人労働者問題」と労働市場論」伊豫谷・梶田編著「外国人労働者論―現状か

ら理論へ」弘文堂 一三七―一六八頁

式部 信（一九九六）「定住化の社会経済学」駒井洋監

修「日本社会と移民」明石書店 三〇―一三三頁

隅谷三喜男（一九六四）「日本の労働問題」東大出版会

全国労働安全衛生センター連絡会議（一九九二）「外国

人労働者の労災白書」九二年度版 海風書房

徐龍達（一九九二）「定住外国人の地方参政権―開かれ

た日本社会をめざして」日本評論社

総務庁（行政監察局）（一九九七・三）「外国人の在留

に関する行政監察結果報告書」（丹羽一九九八 三八

頁掲載）

丹野清人（二〇〇二）「雇用構造の変動と外国人労働者

―労働市場と生活様式の相補性の視点から」梶田孝

道編著「国際化とアイデンティティ」ミネルヴァ書

房 二二五―二五八頁

丹野清人（二〇〇三・五）「ブローカーの社会学―ピン

ポイント移住と「地域労働市場」」現代思想 特集

サスキア・サッセンをどう読むか」青土社 二〇六

―二一九頁

丹羽雅雄（一九九八）「知っていますか？ 外国人労働

者とその家族の人権 一問一答」解放出版社

天明佳臣（一九九二）「医療現場からの提言」天明編著

「外国人労働者と労働災害―その現状とQ&A」海風
書房 一七―二八頁

入管協会（財団法人）（二〇〇二）「平成一四年度版 在

留外国人統計」

樋口直人（二〇〇二・一〇）「国際移民の組織的基盤―

移住システム論の意義と課題」社会学研究会「ソシ

オロジ」四七巻二号 五五―七一頁

菱山宏輔（二〇〇三）「池袋の歴史社会学ノート―都市

共生の作法」渡戸・広田・田嶋編著「都市的世界ノ

コミュニティ／エスニシティ―ポストメトロポリス

の都市エスノグラフィ集成」明石書店 三五八―三

七六頁

福田友子（二〇〇二・一一）「国家による成員の選別過

程」東京都立大学社会学研究会「社会学論考」二三

号 三一―五六頁

法務省法務総合研究所（二〇〇二a）「平成一四年度版

犯罪白書」

法務省法務総合研究所（二〇〇二b）「平成一四年度版

犯罪白書のあらし」

website : <http://www.moj.go.jp/stemap.html>

法務省入国管理局（二〇〇二・三）「本邦における不法

残留者数について（平成十四年一月一日現在）」

website : <http://www.moj.go.jp/PRESS/>

020322-1/020322-1.html

法務省入国管理局 (二〇〇二・六・五) 「平成一三年における入管法違反事件について」 website :

<http://www.moj.go.jp/PRESS/020605-1/020605-1.html>

マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス (一九九六)

「在日フィリピン人労働者の多様な状況」(山田満里子訳) 駒井洋編 『日本のエスニック社会』 明石書店
九三—一二〇頁

山口恵子 (二〇〇一) 「現代社会における都市雑業の展開—新宿・隅田川周辺地域の事例より」 広島修道太学人文学会 『広島修大論集』 (人文編) 四二卷一号
一一九—一五二頁

渡戸一郎・広田康生・田嶋淳子編著 (二〇〇三) 『都市的世界／コミュニティ／エスニシティ—ポストメトロポリスの都市エスノグラフィ集成』 明石書店

Sassen, Saskia, 1988, *The Mobility of Labor and Capital : A Study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge University Press, 森田桐郎他訳 (一九九二) 『労働と資本の国際移動—世界都市と移民労働者』 岩波書店

